# 放射線審議会令 （昭和三十三年政令第百三十五号）

#### 第一条（専門委員）

放射線審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

##### ２

専門委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

##### ３

専門委員は、非常勤とする。

##### ４

専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二条（部会）

審議会に、その所掌事務を分掌させるため、その定めるところにより、部会を置く。

##### ２

部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

##### ３

部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから互選された者がこれに当る。

##### ４

部会長は、部会の事務を掌理する。

##### ５

部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

##### ６

審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

#### 第三条（議事）

審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

##### ２

審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### ３

前二項の規定は、部会の議事について準用する。

#### 第四条（庶務）

審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

#### 第五条（雑則）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

放射線審議会令（昭和三十二年政令第百六十七号）は、廃止する。

# 附　則（昭和五九年六月二七日政令第二一九号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。